

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

## 文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 工 藤 健

副 委 員 長 館 山 善 也

1 開催日 平成28年6月16日（木曜日）

2 開催場所 第3委員会室

### 3 審査案件

議案第117号 青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

#### ○出席委員

委員長	工藤健	委員	木戸喜美男
副委員長	館山善也	委員	丸野達夫
委員	山脇智	委員	仲谷良子
委員	軽米智雅子	委員	秋村光男
委員	中村美津緒		

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部次長	工藤智
市民生活部長	井上享	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部長	増田一	農林水産部参事	永澤治
経済部理事	坪真紀子	農林水産部参事	石郷昭規
農林水産部長	金澤保	教育委員会事務局教育次長	工藤裕司
教育委員会事務局教育部長	石澤幸造	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	平田公成
教育委員会事務局理事	横山克広	教育委員会事務局参事	佐々木淳
農業委員会事務局長	貝森敦子	教育委員会事務局参事	若佐谷昭人
浪岡事務所副所長	棟方牧人	生活安心課長	小倉信三
市民生活部次長	木村文人	経済政策課長	工藤健志
市民生活部参事	加福理美子	農業政策課長	田澤淳逸
経済部次長	横内信満	関係課長等	
経済部参事	三浦大延		

#### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山田達 議事調査課主事 長内真由美

○**工藤健委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまより、文教経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、さきに教育長に就任されました成田一二三教育長が、本日から本委員会に出席されておりますので、自己紹介をお願いします。

○**成田一二三教育長** 今月から教育長を拝命いたしました成田でございます。月永前教育長、佐藤前教育長職務執行者の後を引き継いで、遺漏のないよう努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

○**工藤健委員長** ありがとうございます。

～ 当日の議事の流れの説明等 ～

○**工藤健委員長** それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 117 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 117 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」御説明いたします。

配付しております資料の 1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

「1 条例制定の背景」のところですが、国では、首都圏への過度な人口集中を是正し、安定した良質な雇用創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地域再生法を改正し、本社機能の移転・拡充を行う事業者に対する支援を実施することにより、企業の地方拠点化を促進しているところです。具体的には、国の認定を受けて都道府県が策定する地域再生計画に基づき、地方の活力の向上を図ることが特に必要な地域内へ、知事の認定を受けた整備計画に従って特定業務施設を新增設する事業者に対し、法人税の特例措置等を講ずることとしております。

青森県におきましては、平成 27 年 11 月に地域再生計画の認定を受け、県内市町村の一部区域を地方活力向上地域に設定するとともに、県税である事業税や不動産取得税の特例措置を講ずることとしております。

次に、「2 条例の制定理由」のところですが、ただいま申し上げました国、県の取り組みと連携し、本市産業経済活性化及び雇用創出等を促進するため、本市への本社機能を有する施設を新增設する事業者に対し、固定資産税の不

均一課税を行うものです。

条例の概要につきましては、2 ページ目の本条例の逐条解説をごらんいただきたいと思います。

2 ページ目の最初の第 1 条ですけれども、第 1 条は、条例の趣旨を規定するもので、固定資産税に係る不均一課税について必要な事項を定めるものです。

第 2 条は、固定資産税の不均一課税について規定するもので、平成 30 年 3 月 31 日までの間に施設の整備計画の認定を受けた事業者であって、認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までに、特定業務施設の用に供する減価償却資産についての取得価格の合計額が 3800 万円以上、中小企業等につきましては 1900 万円以上のものを新設または増設した者に対し、家屋または構築物及び償却資産並びにそれらの敷地である土地に対して課税する固定資産税について不均一課税をするものです。

次に、3 ページ目をごらんいただきたいと思います。

第 3 条は、不均一課税の期間及び税率について規定するもので、不均一課税の期間は、固定資産税を課すべき初年度以後 3 カ年度とするものです。

次に、4 ページ目をごらんいただきたいと思います。

各年度の税率につきましては、国の交付税措置を基本として減額するものであり、表に記載のとおり、東京 23 区にある本社機能を本市に移転する場合は、初年度は標準税率の 10 分の 1、2 年度目は 4 分の 1、3 年度目は 2 分の 1 とするものです。また、地方にある本社機能を本市に移転・拡充する場合は、初年度は、移転型と同じ標準税率の 10 分の 1、2 年度目は 3 分の 1、3 年度目は 3 分の 2 とするものです。

第 4 条は、不均一課税の申請及び決定について、また、第 5 条は、不均一課税の取り消しについて規定するものです。

次に、5 ページ目をごらんいただきたいと思います。

第 6 条は、規則への委任について規定するもので、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものです。

最後に、附則として、本条例の施行期日は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 117 号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○工藤健委員長** はい。これより質疑を行います。

御質疑ございますか。はい、山脇委員。

**○山脇智委員** 国で地域再生法が改正されたことに伴ってこの条例が提案されたということで、市としてこの条例案を出してくるといのはやむを得ないことだとは思いますが、国会で審議した際には、日本共産党と社

民党と維新の党などが参議院で反対したんですけれども、やはりその一番の理由としては、こういった大企業が来ることによって、地域の活性化という部分ではある程度のメリットもある条例だとは思うんですけれども、やはり地元の中小の規模の業者との間で、税の均衡とか公正の面で問題があるということで賛成できないと。やはり、同時に地元の業者を守る政策もやっていかないとだめだというように思って、そういう面の政策がなく、大企業の誘致にかなり固定資産税を減免して東京から出店しやすいようにするという、そういう税の均衡とか公平性の面についてちょっとどう考えるか、お示しいただきたいと思います。

**○工藤健委員長** はい、経済部長。

**○増田一経済部長** 今、山脇委員からお話がありましたとおり、大企業を税制面で優遇するんじゃないかというお話ですけれども、今回については、先ほども言いましたとおり、地域経済の活性化、雇用の拡大ということを目的にしている本社機能の移転等でありまして、その点も考慮して、税の不均一課税の期間については3カ年限定ということにしておりますので、その辺を鑑みれば、この条例案でよろしいかと思っております。

**○工藤健委員長** はい、山脇委員。

**○山脇智委員** やはりこのように東京から出てくる業者ということになって、相当規模と資本力がある業者が来るということになって、地元の業者にとっては、かなり争いとかで経営が厳しくなるという面もあると思いますので、やはり、国会でも反対して――市として、この地域再生法が可決されたことによってこういう条例案を出すのはやむを得ないとは思うんですけれども、日本共産党としては、この条例には反対したいと思います。反対意見です。

**○工藤健委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議がありましたので、起立により採決いたします。

議案第117号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○工藤健委員長** 起立多数であります。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 查 終 了 )